

知事コメント（東海北陸自動車道「高速道路における安全・安心基本計画」優先整備区間について）〔令和元年9月4日〕

本日、開催された国の社会資本整備審議会 国土幹線道路部会において、国土交通省から示された「高速道路における安全・安心基本計画(案)」の中で、優先的に4車線化をすべき区間として、東海北陸自動車道の富山県の南砺スマートICから岐阜県の飛騨清見IC間、延長64km（付加車線設置を除く2車線区間48km）が選定案として示され、了承されたところである。

今後、国において国土幹線道路部会での議論を踏まえ「高速道路における安全・安心基本計画」が策定され、優先整備区間が決定することになる。

東海北陸自動車道は、北陸地域と東海地域、日本海側と太平洋側とを結ぶ中部圏の大動脈であり、国土強靱化の観点からも極めて重要な道路であることから、県としてもこれまで岐阜県などと連携し、全線4車線化に向けて、積極的に取り組んできたところであり、今回、優先的に4車線化をすべき区間に全線が選定されたことは、大変喜ばしく思っている。お力添えをいただいた国会議員の皆様や県議会をはじめ、関係各位に心からお礼申し上げたい。

今後、東海北陸自動車道全線4車線化の早期事業着手及び早期供用開始がなされるよう、岐阜県や沿線市町村等と連携を強め、これまで以上に取組みを強化してまいりたい。

（担当：道路課 TEL：076-444-3319）